

Quality of Life) の価値額と医療費を比較して、コストベネフィットから医療費の水準を論ずるという直接的な方法も最近注目を浴びている。これは元々、Cutler and Richardson(1997,1999)によって米国のデータで分析されたが、わが国では Fukui and Iwamoto(2004)が同様の分析を行っている。Fukui and Iwamoto(2004)によれば、1990 年代にいて一人当たり医療費は 40 から 60 万円の増加となつたが、その一方で、健康資本は少なくとも 200 万円が加わっている。したがって、コストベネフィットから現在の医療費水準は十分に許容できる水準であるという結論となる。

### ＜参考文献＞

- 赤井伸郎・鈴木亘(2000)「年金・医療・介護保険債務を考慮した政府のバランスシートと世代間損益計算書」,『エコノミックス』(東洋経済新報社) 第 3 号,pp.102-115
- 赤林英夫(2003)「社会保障・税制と既婚女性の労働供給」国立社会保障・人口問題研究所編『選択の時代の社会保障』 pp.113-133.
- 安部由起子 (1998) 「1980～1990 年代の男性高齢者の労働供給と在職老齢年金制度」『日本経済研究』(社団法人・日本経済研究センター) No.36, pp.50-82
- 安部由起子(1999)「女性パートタイム労働者の社会保険加入の分析」,『季刊社会保障研究』 Vol.35,No.1,pp.77-95.
- 安部由起子(2002)「パート労働者の年金保険・健康保険・雇用保険加入」, 小椋正立・データビッド・ワイズ編『日米比較 医療制度改革』, 日本経済新聞社, pp.87-131.
- 安部由起子・大竹文雄(1995)「税制・社会保障制度とパートタイム労働者の労働供給」,『季刊社会保障研究』 Vol.31,No.2,pp.120-134.
- 岩本康志(2000)「在職老齢年金制度と高齢者の就業行動」『季刊社会保障研究』 Vol.35, No.4, pp.364-376
- 岩本康志(2002)「社会保障負担のあり方」 mimeo
- 岩本康志(2002)「高齢者医療保険制度の改革」『日本経済研究』(社団法人・日本経済研究センター) No.44,pp.1-21
- 臼杵政治・北村智紀・中嶋邦夫(2003)「厚生年金財政の予測とリスク分析—保険料固定モデルの議論を中心に—」『ニッセイ基礎研究所報』 Vol.29
- コトリコフ(1993)『世代の経済学』日本経済新聞社 (香西泰訳)
- 大石亜希子(2003)「有配偶女性の労働供給と税制・社会保障制度」『季刊社会保障研究』 Vol.39, No.3, pp.286-300
- 大竹文雄・山鹿久木(2003)「在職老齢年金制度と男性高齢者の労働供給」国立社会保障・人口問題研究所編『選択の時代の社会保障』東大出版会
- 大山剛・吉田孝太郎 (1999)「日本の貯蓄は過剰なのか：あるいは欧米諸国の貯蓄が過剰なのか」日本銀行調査統計局 WP99-5

- 小塙隆士(1998)『年金民営化への構想』日本経済新聞社
- 小塙隆士(2000)「不確実性と公的年金の最適規模」『経済研究』Vol.51, No.1, pp.311-320
- 経済同友会(2001)「社会保障制度改革への提言」
- 三谷直紀 (2001)「高齢者雇用政策と労働需要」猪木武徳・大竹文雄編『雇用政策の経済分析』東大出版会
- 周燕飛・鈴木亘 (2000)「介護保険債務と介護保険を通じた世代間所得移転」Osaka University.  
Institute of Social and Economic Research (ISER) Discussion Paper 517
- 鈴木亘(2000)「医療保険における世代間不公平と積立金を持つフェアな財政方式への移行」,『日本経済研究』(社団法人日本経済研究センター) No.40,pp.88-104
- 鈴木亘(2001)「厚生年金の給付水準は過剰か?~年金相殺モデルを用いた検証」,『季刊社会保障研究』(国立社会保障・人口問題研究所) 37巻2号,pp.183-195
- 鈴木亘(2004)「所得代替率50%の公約が不審再燃の火種となる」『論座』(朝日新聞社)3月号
- 鈴木亘・湯田道生・川崎一泰(2003)「人口予測の不確実性と年金財政:モンテカルロシミュレーションを用いた人口予測の信頼区間算出と年金財政収支への影響」『会計検査研究』(会計検査院) 第28号,pp.101-112
- 鈴木亘・鈴木玲子・八代尚宏(2003)「日本の医療制度をどう改革するか—2003年度健康保険法改正案の批判的展望」,八代尚宏編「社会保障改革の経済学」東洋経済新報社所収論文(2章),pp.35-60
- 清家篤 (1993)『高齢化社会の労働市場』東洋経済新報社
- 西村周三 (1997)「長期積み立て型医療保険制度の可能性について」『医療経済研究』第4巻、pp.13-34
- 八田達夫・小口登良 (1999)『年金改革論:積立方式に移行せよ』日本経済新聞社
- 広井良典 (1997)『医療保険改革の構想』日本経済新聞社
- 古川尚史・高川泉・植村修一 (2000)「国民負担率と経済成長—OECD諸国のパネルデータを用いた実証分析—」日本銀行調査統計局 WP00-6
- 宮島洋 (1992)『高齢化時代の社会経済学』岩波書店
- 八代尚宏 (1999)『少子・高齢化の経済学』東洋経済新報社
- 八代尚宏(2001)「雇用保険制度の再検討」猪木武徳・大竹文雄『雇用政策の経済分析』東京大学出版会 2001)。
- 八代尚宏(2003)「社会保障制度改革」現代経済研究グループ編『停滞脱出 日本経済復活の提言』日本経済新聞社
- 八代尚宏・鈴木亘・鈴木玲子 (2004)「1990年代の医療制度改革の評価」,『日本経済研究』(社団法人・日本経済研究センター) No.48,pp.1-24
- 小川浩(1998)「年金が高齢者の就業行動に与える影響について」『経済研究』Vol.49, No.3,pp.245-258

- Aaron,H.(1966) "The social insurance paradox", Canadian journal of Economics and Political Science, 32, 371-374
- Aaron,H.(1982) Economic Effects of social security, Brookings Institute
- Abel, A., G.Mankiw, L.Summers and R.Zeckhauser(1989), "Assessing dynamic efficiency: Theory and evidence", Review of Economic Studies 56, 1-20
- Atkinson,A.B(1995), Income and the welfare state, Cambridge University Press
- Balasko, Y. and K.Shell(1980), "The overlapping generations model,: The case of pure exchange without money", Journal of Economic Theory 23, 281-306
- Brandts,J. and C.A.M. de Bartolome(1982), "Population uncertainty, social insurance and actuarial bias", Journal of Public Economics 47,361-380
- Breyer,F. and M. Straub(1993), "Welfare effects of unfunded pension system when labor supply is endogenous", Journal of Public Economics 50, 77-91
- Brunner, J.K(1996), "Transition from a pay-as-you-go to a fully funded pension system: the case of differing individuals and intergenerational fairness", Journal of Public Economics 60, 131-146
- Blomqvist,A(1997), "Optimal non-liner health insurance", Journal of Health Economics 16, 303-321
- Cutler,D and E. Richardson(1997), "Measuring the Health of the U.S. population", Brookings Papers: Microeconomics, pp.217-271
- Cutler,D and E. Richardson(1999), "Your Money and Your Life: The value of health and what affects it," In Alan Garbar ed. Frontiers in Health Policy Research Vol.2, MIT Press
- Diamond, P.A.(1997), "Macroeconomic aspects of social security reform", Brookings Papers on Economic Activity 2, 1-87
- Diamond, P.A.(2000), Social Security Reform, Oxford University Press
- Diamond,P.A. and J.A. Mirrlees(1986), "Payroll-tax financed social insurance with variable retirement", Scandinavian journal of Economics 88, 25-50
- Deardorff,A.V(1976), "The optimum growth rate for population: comment", International Economic Review 17, 510-514
- Dansiger,S., R.Haveman nd R.Plotnik(1981), "How income transfer programs affect work, savings, and the income distribution : critical review", Journal of Economic Literature 19, 975-1028
- Eissa,N(1996a), "Labor supply and the economic recovery tax act of 1981", In Empirical Foundation of Household Taxation edited by Martin Feldstein and James Poterba, University of Chicago Press
- Eissa,N(1996b), "Tax Reform and Labor Supply" in Tax policy and the Economy, Vol.10, edited by James Poterba, MIT Press

- Enders,W. and H.E.Lapan(1982), "Social security taxation and intergenerational risk sharing", International Economic Review 23, 647-658
- Easterly,W. and S.Revelo(1993a), "Marginal income tax rates and economic growth in developing countries," European Economic Review 37, 409-417
- Easterly,W. and S.Revelo(1993b), "Fiscal policy and economic growth: an empirical investigation," Journal of Monetary Economics 32, 417-458
- Engen,E. and J.Skinner(1992), "Fiscal policy and economic growth", NBER WP 4223
- Engen,E. and J.Skinner(1996) , "Taxation and economic growth", NBER WP 4223
- Feldstein,M.(1973), "The welfare loss of excess health insurance", Journal of Political Economy 81, 251-280
- Feldstein(1974), "Social security, induced retirement and aggregate capital accumulation", Journal of Political Economy 82, 905-926
- Feldstein(1985), "The optimal level of social security benefits ", Quarterly Journal of Economics 100, 303-320
- Feldstein(1987), "Should social security benefits be means tested? ", Journal of Political Economy 95, 468-484
- Fukui,T and Y. Iwamoto(2004), "Medical Spending and the Health Outcome of the Japanese population" paper presented 2002-2003 Collaboration Project organized by the Economic Social Research Institute at the Japanese Cabinet Office
- Grossman,M.(1972), "On the Concept of Health Capital and the Demand for Health ", Journal of Political Economy 80, 223-255
- Gruber,J. and D. Wise(1999), Social security and Retirement Around the World, University of Chicago Press
- Gordon, R.H. and H.R.Varian(1989), "Intergenerational risk sharing", Journal of Public Economics 37, 185-202
- Hausman,J.(1985), "Taxes and Labor Supply", In Handbook of Public Economics, edited by Alan Auerbach and Martin Feldstein
- Hansson,I. and C.Stuart(1989), "Social security as trade among living generations", American Economic Review 97, 1182-1195
- Jones,L., R.E. Manuelli and P.E. Rossi(1993), "Optimal taxation in model of endogenous growth", Journal of Political Economy 101, pp.485-517
- Koester, R.B. and R.Komendi(1988), "Taxation, Aggregate Activity and Economic Growth: Cross Country Evidence on Some Supply-Side Hypotheses", Economic Inquiry 27, 367-386
- Kim, S.J(1992), "Taxes, growth, and welfare in an endogenous growth model", Ph.D Dissertation(Unversity of Chicago)
- King, R.G., and S.T. Rebelo(1990), "Public policy and economic growth: developing neoclassical

- implications”, Journal of Political Economy 98(part2), s126-s150
- Killingsworth,M.(1983), Labor Supply, Cambridge University Press
- Lucas Jr. R.E(1990), “Supply-side economics: an analytical review”, Oxford Economic Papers 42, 293-316
- Lee, M.L. and S.W.Chao(1988), “Effects of social security on personal saving ”, Economics Letters 28, 365-368
- Manning, W and M. Marquis(1996), “Health insurance: the tradeoff between risk pooling and moral hazard”, Journal of Health Economics 15, 609-639
- Mendoza, E.G. A. Razin and L.L. Tesar(1994), “Effective tax rates in macroeconomics: cross-country estimate of tax rates on factor incomes and consumption”, Journal of Monetary Economics 34, 297-323
- Maria,G M.Ferrett and N. Roubini(1998), “Growth Effects of Income and Consumption Taxes”, Journal of Money, Credit and Banking, Vol. 30, no. 4, 721-744.
- MacCurdy,T D.Green and H.Paarsch(1990), “Assessing Empirical Approaches for Analysing Taxes and Labor Supply.”, Journal of Human Resources 25, 415-490
- Samuelson,P.(1958), “An exact consumption-loan model of interest with or without social contrivance of money”, Journal of Political Economy 66, 467-82
- Samuelson,P.(1975), “The Optimum growth rate of population”, International Economic Review 16, 531-538
- Samuelson,P.(1976), “The Optimum growth rate of population: agreement and evaluation”, International Economic Review 17, 516-25
- Smith,A.(1982), “Intergenerational Transfers as social insurance”, Journal of Public Economics 19, 97-106
- Starrett,D.(1972), “On golden rules, the “biological rate of interest”, and competitive efficiency”, Journal of Political Economy 80, 276-291
- Triest,R(1990), “The effect of income taxation on labor supply in the united states”, Journal of Human Resources 25, 491-516
- Triest,R(1996), “Fundamental Tax Reform and Labor Supply” In The Economic Effect of Fundamental Tax Reform, edited by Henry Aaron and William Gale, Brookings Institution
- World Bank(1994), Averting the oldage crisis, Oxford University Press
- Zweifel,P and F.Breyer(1997), “Future challenges to health care system” Zweifel,P and F.Breyer Health Economics, Oxford University Press

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）  
「包括的の社会保障財政予測モデルの構築とそれを用いた医療・年金・介護保険改革の評価研究」  
(分担) 研究報告書

## 年金財政モデルを用いた平成 16 年年金改正の財政的評価

鈴木亘 東京学芸大学教育学部助教授  
/ (社) 日本経済研究センター副主任研究員  
小塩隆士 神戸大学大学院経済学研究科助教授  
小口登良 専修大学商学部教授

### 研究要旨

本稿は、平成 16 年年金改正について、主に財政面から見た評価を行った。平成 16 年改正のポイントは、①18.30%(厚生年金)および 16,900 円(国民年金)への保険料水準の固定、②マクロ経済スライド導入による給付水準の自動調整と有限均衡方式、③基礎年金の国庫負担割合の 2 分の 1 への引き上げである。これまで公的年金改革の政策論争に貢献してきた OSU モデル(大阪大学・専修大学年金財政モデル)を、平成 16 年改正を織り込む形でリバイスを行い、これを用いて、財政面でのシミュレーション分析を行い、改革が無かつた場合と改革後の姿を主に比較し、今回の改正の目標である、①長期的な財政の維持可能性の確保、②世代間の不公平の是正、の 2 点について主に評価を行った。

長期的な財政の維持可能性については、年金純債務の国民所得比の動きを用いて評価を行った。その結果、改正前に発散傾向にあった年金純債務/国民所得比は、平成 16 年改正後には、ほぼ横ばいを保っており、発散経路から抜け出し、概ね維持可能な路線になったと評価ができる。しかしながら、世代間の不公平の構造については、保険料負担が下がったものの、給付水準についても両建てで下がったために、その純受給額はほとんど変化が無く、したがって、改善があったとはほとんど評価できないことがわかった。

### A. 研究目的

平成 16 年年金改正について、主に財政面から見た評価を行う。特に、今回の改正の政策目標である、①長期的な財政の維持可能性の確保、②世代間の不公平の是正、の 2 点について、それが達成されたのかどうかという観点からの評価を行った。

### B. 研究方法

これまで公的年金改革の政策論争に貢献してきた OSU モデル(大阪大学・専修大学年金財政モデル)を、平成 16 年改正を織り込む形でリバイスを行い、これを用いて、財政面でのシミュレーション分析を行った。改革が無かつた場合と改革後の姿を主に比較した。

### C. 研究結果

今回の改正の目標である、①長期的な財政の維持可能性の確保については、年金純債務の国民所得比の動きを用いて評価を行った。その結果、改正前に発散傾向にあった年金純債務/国民所得比は、平成 16 年改正後には、ほぼ横ばいを保っており、発散経路から抜け出すことに成功したと評価ができる。しかしながら、同じく政策目標である、②世代間の不公平の構造については、保険料負担が下がったものの、給付水準についても両建てで下がったために、その純受給額はほとんど変化が無く、したがって、改善があったとはほとんど評価できないことがわかった。

### D. 考察

また、分析の過程で、①そもそも平成 16 年改正は、それを行わなかった場合には著しく財政状況が悪化しており、改正が不可避であったことがわかった。また、その原因をもたらしたのは、主に経済想定のくるいであり、巷でよく言われる人口予測のくるいの要因は、少なくとも短期的には小さいことなどが判明した。

### E. 結論

平成 16 年改正は、年金財政の維持可能性という意味では、確かに意味があったと評価できる。しかしながら、それは主に、勤労者や将来世代に対して、純受給を減らす（純債務を強いる）という形でバランスシートの改善が成されたと評価できる。世代間不公平の是正を行うためには、既得権を持つ現在の受給者に対する受給減が必要となるだろう。

### F. 研究発表

鈴木亘「社会保障改革：依然必要な世代間不公平の是正」日経新聞経済教室、2005 年 4 月 10 日朝刊で概要を発表。

### G. 知的所有権の取得状況

なし

## 年金財政モデルを用いた平成16年年金改正の財政的評価\*

### 1.はじめに

「100年安心プラン」と題し、持続可能な公的年金制度を目指した年金改正が、平成16年度に成立した。今回の年金改革案の最重要ポイントはなんと言っても、

- ①24.8%まで高まることになっていた最終保険料率（予定されていた保険料引き上げの最終時点の保険料率）を18.30%で固定し、
- ②その代わりに給付水準を予定よりも約20%引き下げ（代替率59.4%から50.2%）、
- ③加えて今後の経済環境や少子・高齢化の状況に応じて給付水準を自動調整するという方式（マクロ経済スライド）を探った点にある。

今回の改革の評価については、既に多くの専門家が様々な観点から論じ始めているが、経済学的な観点からはどのように評価できるのであろうか。

まず第1に評価すべき点は、公的年金の規模が将来的に縮小されるということである。これは、特にこれから労働市場に入る若者やそれ以降の将来世代にとって望ましいことである<sup>1</sup>。これらの将来世代にとって、賦課方式で運営される公的年金は支払いより受け取りが少なくなることから、公的年金のシェアは小さければ小さいほど良い。もちろん、公的年金で貰えない生活費は、個人年金や企業年金といった民間の年金や貯蓄で貰うことになるが、これは定義上、積立資産である。したがって、公的年金シェアの縮小は、賦課方式から積立方式への移行、もしくは積立方式を部分導入することに他ならない。

次に、保険料率を固定し、給付水準を自動調整するという方式をどう評価すべきであろうか。これについては、経済界や年金専門家からは、今回達成されたもっとも重要な改革との評価が高い。しかしながら、給付水準の自動調整により、既受給者にも将来の不確実性リスクが転嫁され、彼らの厚生水準を低下させたことには注意が必要である。すなわち、これまでの年金改革では、少子化や経済の見込みが外れた場合のリスクは、主に保険料上昇という形で、現在や将来の勤労者に転嫁されていた。彼らは、これから老後の資産を貯える勤労者であるから、保険料率変更のリスクを吸収できるだけの期間と柔軟性がある人々である。しかしながら、既に年金受給者となっている人々は、受給額が変わらないとの前提で、既に老後の生活設計を終えた人々であり、今からリスクを転嫁されても、労働市場に再び出たりするなどの調整が困難である。つまり、非常にリスク回避的な人々であるという言い方ができるが、リスク回避度の低い人々から高い人々へリスクの転嫁がされたという意味で、今回の改革は望ましくはない。また、これらの人々は、比較的消費が堅調であるが、リスクを転嫁されたことにより、予備的貯蓄が高まり、消費が抑制されると

\* 本稿は、鈴木亘・小口登良・小塩隆士(2005)「年金財政モデルによる2004年年金改正の評価」(社)日本経済研究センター『社会保障改革の政策評価研究報告書「社会保障財政の全体像と改革の方向』』第2章を大幅に加筆修正したものである。多くのコメントをいただいた研究会のメンバーに感謝を申し上げたい。

<sup>1</sup> 残念ながら、現在の勤労世代では、それほど改善が見られない。例えば鈴木(2004)

すれば、景気にもマイナスの影響があるだろう。

さて、財政的な観点から見た場合、今回の平成 16 年改正を評価する着眼点は、当初の目的であった、①財政の長期維持可能性が確保されたかどうか、②世代間の受給と負担の不公平が改善したか、という 2 点となる。本稿では、OSU モデルを平成 16 年改正を織り込む形で修正をした OSU β 版モデルを用い、財政面からの平成 16 年改正を評価する。

## 2. 年金財政シミュレーションモデルとその概要

厚生労働省は、過去、財政再計算のたびに、年金改革案に基づいた年金財政の予測を、シミュレーションモデルを用いて行ってきた。しかしながら、そのシミュレーションモデルは外部に公開されておらず、全くのブラックボックスとなっている。このため、年金改革に関する政策論議は、厚生労働省の出したケースのみに議論を限らざるを得ず、この点が建設的な議論の大きな妨げとなっていた。それでも、一部の研究者やシンクタンク、経済団体などは、独自の財政モデルを作つて年金改革の提案などを行うようになってきたが、それぞれが独自に異なるモデルを作つてするために、提案された予測結果が、提案内容によるものなのか、それともモデルの差によるものなのかが分からぬという問題があった。

こうした状況を変えたのが、1990 年代半ばから著者の一人である小口と当時大阪大学社会経済研究所の八田達夫氏により開発された大阪大学＝専修大学年金財政シミュレーションモデル（OSU モデル）である。このモデルは、財政再計算の基礎数や予測値、その他入手可能なあらゆる情報をもつて、厚生労働省の財政再計算を忠実に再現するように設計され、厚生労働省といわば同じ土俵の上で年金論議が行えるようになった。そして、八田・小口（1999）に集大成される一連の研究・シミュレーションによって数多くの厚生労働省予測の問題点や、実現可能な積立制度への移行過程が明らかとなつたことは記憶に新しい。また、この OSU モデルは、1999 年から外部の誰もが使えるように HP 上で公開されたため、このモデルを共通のプラットフォームとして、数多くの研究者が改革案を提示し、改革論議も幅広く重層的に行われるようになった。

しかしながら、1999 年に公開された OSU モデルは 1994 年の財政再計算の数理レポート（厚生労働省年金局(2000)）を元にしたものであるため、その後 2 回の年金改正を経て、時代の要請にあわなくなってきた。そこで、（社）日本経済研究センターでは、OSU モデルを平成 16 年改正を織り込む形でのメインテナンス作業を行つてきた。1999 年の基礎数を元にして、直近時点の統計情報と、平成 16 年改正時に厚生労働省が発表した予測値や前提情報に基づいたモデル作成を行つており、現モデルはいわば β 版のモデルである（以下、OSU モデル平成 16 年改定 β 版と呼ぶ）。

## モデルの概要

モデルの基本構造は 1999 年に公表された OSU モデルと同じであり<sup>2</sup>、①被保険者数、②受給者数、③保険料、④受給額、⑤財政収支の 5 ブロックから成り立ち、厚生年金収支、国民年金収支を予測できるものとなっている。①被保険者数、②受給者数は、国立社会保障・人口問題研究所が行った将来人口推計の平成 14 年版を元に、加入確率や受給確率の推計値を元にした 5 歳刻みの年齢階層の被保険者、受給者が予測されている。平成 16 年の改正時点で、各受給者や被保険者の将来予測値が厚生労働省から発表されているため、これらを再現するような工夫を行っている。③保険料は、2000 年の賃金構造基本調査によって年齢階層別の賃金を設定し、将来までの予測値を計算し、それに予定されている保険料率や保険料額を乗じて計算を行っている。2003 年からは総報酬制が導入されたため、総報酬ベースの保険料率に基づくことにした。④の受給額は、厚生年金については比例報酬部分、基礎部分、別個の給付、経過的加算、3 号基礎部分、加給年金、振替加算、遺族年金、中高年寡婦加算、経過的寡婦加算、傷害年金、国民年金についても基礎年金と独自給付、障害、遺族基礎年金を現状の制度に基づいて作成し、それぞれの受給者数を乗じて支出項目が計算される。また、それぞれの拠出金についても、制度通りの計算方法によって算出が行われている。⑤の財政収支は、こうして計算された保険料収入や公費、各支出項目を元に、厚生年金と国民年金について、収支差額を計算し、それを積み上げて積立金を予測している。

さて、このモデルでは平成 16 年改正について、①保険料率及び保険料の引き上げスケジュールの変更と最終保険料水準の固定、②マクロ経済スライド導入による給付水準の自動調整、③基礎年金の国庫負担割合の 2 分の 1 への引き上げ、が反映されている。マクロ経済スライド率については、旧 OSU モデル同様、保険料水準が変われば変更されるように内生化されているが、スライド調整率自体は厚生労働省の想定通り、年平均 0.9% という数値を用いている。また、2023 年のマクロ経済スライドの終了年も、本来は所得代替率水準に応じて内生化することが望ましいが、今回の改訂では厚生労働省の想定通りの 2023 年に終了年に止め置いている。また、名目額下限は条件式の導入により反映されている。有限均衡方式については、①から③を反映させることにより厚生労働省の予測に近い将来積立残高になるという意味で反映されている。一方、在職老齢年金制度の見直しの影響や次世代育成支援、女性と年金をめぐる諸改正、遺族年金制度の見直し、傷害年金の改善などについては、詳細な影響の試算が不可能であるため、モデルに反映されていない。在職老齢年金制度の見直しの影響や次世代育成支援、女性と年金をめぐる諸改正、遺族年金制度の見直し、傷害年金の改善などについては、詳細な影響の試算が不可能であるため、モデルに反映されていない。

<sup>2</sup> 詳細は、八田・小口(1999)の第三章を参考にされたい。また、本稿で用いられているモデルの詳細は、補論 2 に解説されている。

### 3. 平成 16 年改正の財政的な影響について

#### (1) 改正の背景についての分析

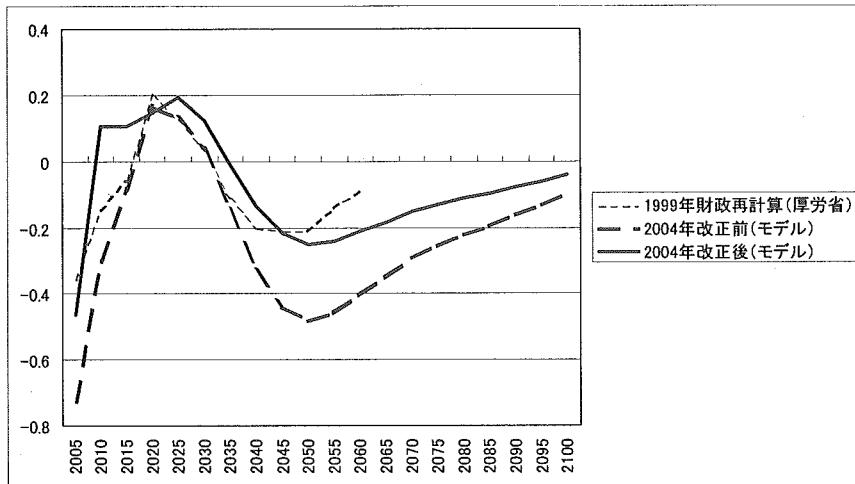
まず、改正前後の効果を計るために、OSU モデル平成 16 年改定 β 版モデルを前回の「制度」に戻した「平成 16 年改正前モデル」を作成した。すなわち、①保険料率・保険料額の水準固定をやめて、1999 年改正時点の保険料率引き上げスケジュールに戻す、②マクロ経済スライドをやめて、既裁定者については物価スライド、新規裁定者については可処分所得スライドに戻す、③基礎年金の国庫負担割合を 3 分の 1 に戻す、という操作を行った。

ここで注意したいのは、この「改正前モデル」と「改正後モデル」における経済や人口の諸前提は同じであるということである。つまり、人口予測については、国立社会保障・人口問題研究所の平成 14 年予測に基づいた被保険者・受給者予測になっているし、経済変数も今回の平成 16 年改正の財政再計算ベースの想定値になっている。したがって、「改正前モデル」と「改正後モデル」の比較は、「1999 年の財政再計算」時と今回の改革後の姿の比較にはなっておらず、純粹に「制度変更の効果」のみの比較となっている。しかしながら、厚生労働省による 1999 年の財政再計算の予測値と「改正前モデル」の予測値を比較することにより、経済や人口の諸前提の変化が、1999 年財政再計算と平成 16 年改正前の状況にどのような乖離をもたらしたのかということを見ることも可能である。今回の改革の背景に、どのような前回財政再計算との乖離があったのかという点は、政策的に非常に重要であるため、適宜、1999 年財政再計算の厚生労働省予測値とも比較していくこととする。

まず、図 1 は、平成 16 年改正前後の国民年金の財政収支を比較したものである。太点線の改革前から太実線の改革後へと、財政収支は各年ともに大きく改善していることが見てとれる。また、細点線は厚生労働省による 1999 年の財政再計算の予測値である。2060 年までしか予測値が無いために、細点線は 2060 年で止まっている。これをみると、前回財政再計算時の予測に比べて、平成 16 年改正前には予想収支がかなり悪化していたことがわかる。

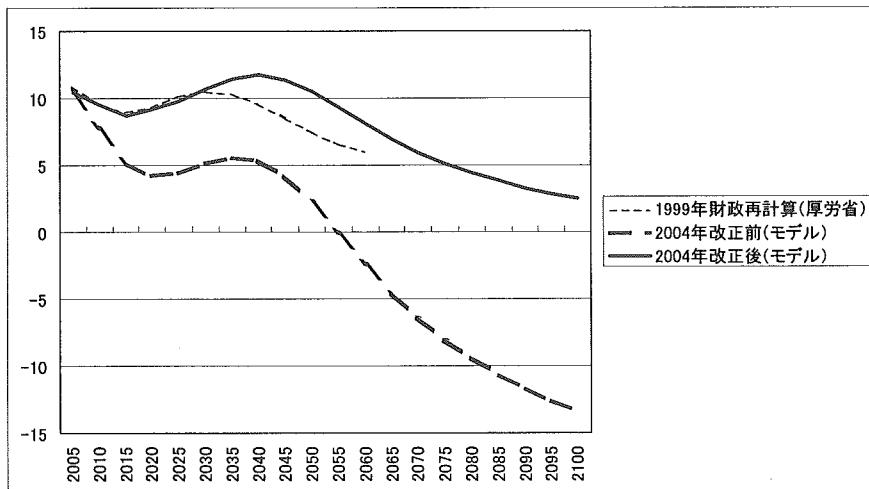
この点をもっと端的に示しているのが、積立金残高を計算した図 2 である。1999 年財政再計算における積立金残高は、既に平成 16 年の改正前に諸前提に狂いが生じて、大きく落ち込んでいることが伺える。平成 16 年改正がもし無ければ既に 2060 年には積立金は枯渇し、2100 年には 13 兆円ものマイナスになっていることがわかる。したがって、平成 16 年に何らかの収支を改善する改正を行なうことは、財政上の理由からも既に必要不可欠であったのである。

図 1 国民年金財政収支の将来予測と前回財政再計算との比較



注) 1999 年財政再計算は、厚生労働省「厚生年金・国民年金数理リポート」(2000 年 6 月) による予測値を元にモデルのベースを合わせて計算。厚生労働省予測は名目価格で表示されており、バランスシートの収入項目には運用収入が入っているため、年金モデルとの比較のために、①運用収入を除いた収入を作り、②各項目を現在割引価値ベースに直し、③差額を計算して収支、④積上げて積立金とした。

図 2 国民年金積立金の将来予測と前回財政再計算との比較

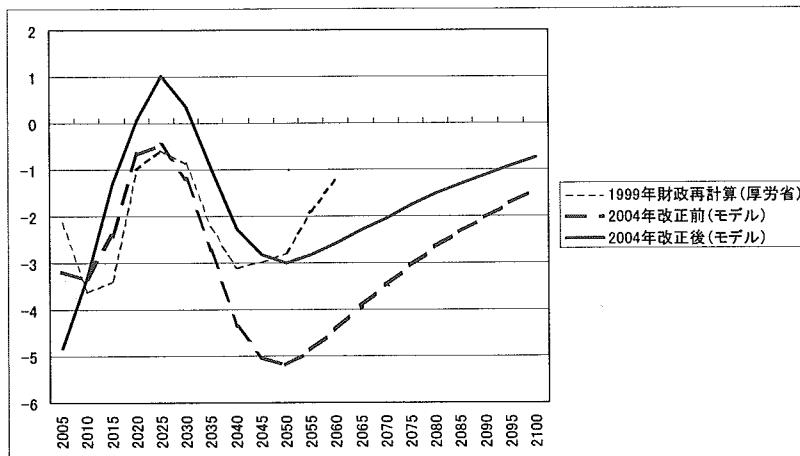


注) 図 1 注を参照

以上のこととは、厚生年金についても当てはまる。図 3 は厚生年金の財政収支の比較であるが、前回財政再計算時から改正前の時点、特に 2025 年以降の部分において既に財政収支が悪化しており、今回の改正によってかなりの改善をしたことがわかる。積立金残高の予測を表した図 4 においても、国民年金と同様に平成 16 年改正が無ければ、2060 年には積

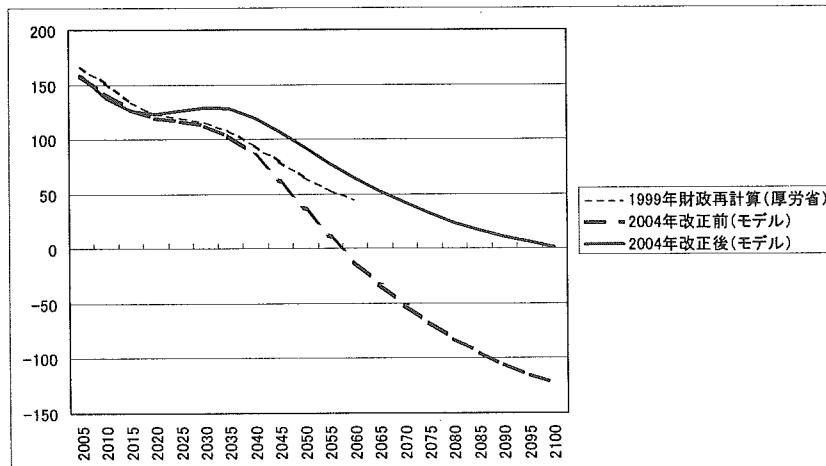
立金が枯済していることから、やはり今回の改正は財政的に不可欠な措置であったといえよう。その意味で平成16年改正は、前回財政再計算時以降生じた様々な前提の乖離を修正して、前回改正の収支・積立金予測のレベルに戻すための対策であったともみることができるのである。もちろん、平成16年改正に際して、それが明示的に目指されたかどうかは明らかではない。しかし、平成16年改正に盛り込まれた改正点が、事後的に見ると、純粹な意味では「改正」でなかったという点はもっと認識されてよいだろう。また、図3をみると、積立金残高がほぼゼロである2100年であっても単年度収支が赤字のままであり、2100年以降積立金が負になる可能性が高い。このことは、人口や経済変数について平成16年改正の諸前提通りに行っても2100年以降に改正が必要になると言うことを意味しており、今回の改正もやはり危うさを含んでいるものであると言わざるを得ない。

図3 厚生年金財政収支の将来予測と前回財政再計算との比較



注) 図1注を参照

図4 厚生年金積立金の将来予測と前回財政再計算との比較



注) 図1注を参照

## (2) 前回改正からの乖離は人口予測のせいか

それでは、1999年財政再計算と平成16年改正前との乖離はどのような要因により生じたのであろうか。その原因の筆頭として考えられるのは、前回と今回の人口予測の違いである。前回改正時に使われた社人研の平成9年推計は、その後の少子化の進展を過少に見誤っており、平成14年推計では大幅な修正が図られた。これに対して、厚生労働省は、今回の改正に先立つ2002年8月に、平成9年人口推計と平成14年人口推計の違いによって、年金財政がどのように変わらるのかという点について、「機械的な試算」を公表した。それによれば、1999年財政再計算時の最終保険料率21.6%は、人口推計が変化しただけでも24.8%（中位推計）に引き上げなくてはならないということになっており、当時、関係者に対して少なからぬ衝撃を与えた。また、これにより、1999年財政再計算からの乖離の主要因は、人口予測の乖離であるという印象を強く与える結果となり、社人研の人口推計が初めから持続できない制度につながったとして、スケープゴートになった側面がある。

表1 新人口推計の厚生年金・国民年金への財政影響について（厚生労働省発表資料）

	平成11年財政 再計算ベース	高位推計	中位推計	低位推計
厚生年金保険料率	21.6%(100)	22.8%(106)	24.8%(115)	27.5%(127)
国民年金保険料	25,200円(100)	27,100円(108)	29,600円(117)	33,000円(131)

注1) ( ) 内は平成11年財政再計算ベースを100とした指標である。

注2) 現在の保険料（率）は、厚生年金13.58%（総報酬ベース）、国民年金13,300円である。

しかしながら、この人口予測の差以外にも、経済諸前提や足元の基礎数等が、前回改正から大きく変更されていることに注意すべきである。すなわち、1999年財政再計算では物価上昇率を1.5%とおいていたが、今回は、足元がデフレ経済によってマイナス、2009年以降の想定も1.0%となっている。また、運用利回りも前回の4.0%から、今回は足元ゼロ近傍、2009年以降の想定も3.2%となっている。さらに、可処分所得の上昇率も前回の2.5%から今回はやはり足元ゼロ近傍、2009年以降の想定2.1%となっている。また、労働力率や被保険者数もデフレ経済の影響で、前回改正から大きく乖離しており、未納・未加入者も拡大している。さらに、デフレの進展にもかかわらず給付額の引き下げを凍結してきたことの影響も少なくない。

こうした諸要因も財政収支の乖離に大きく影響していると考えられることから、乖離を生じさせた「犯人」が人口予測要因なのか、それともそれ以外の要因なのかを区別する意味は大きい。そこで、先の積立金残高について、両要因を分けてみたものが、図5、図6である。ここで平成16年改正前（人口予測要因）とした太実線の予測値は、平成16年改正前のモデルにおける人口変数を、平成14年推計に基づく数値から、平成9年推計に基づ

く数値に全て置き換えたものである。つまり、平成 16 年改正前の積立金である太点線と、人口を元に戻した太実線との差が、人口予測の変化による乖離と位置付けられる。一方、細点線の 1999 年財政再計算の厚生労働省予測値と、太実線との差は「人口要因以外で説明できる」乖離であるから、これが経済前提や足元の状況の乖離要因であると解釈できる<sup>3</sup>。

図 5 国民年金積立残高予測の乖離の要因

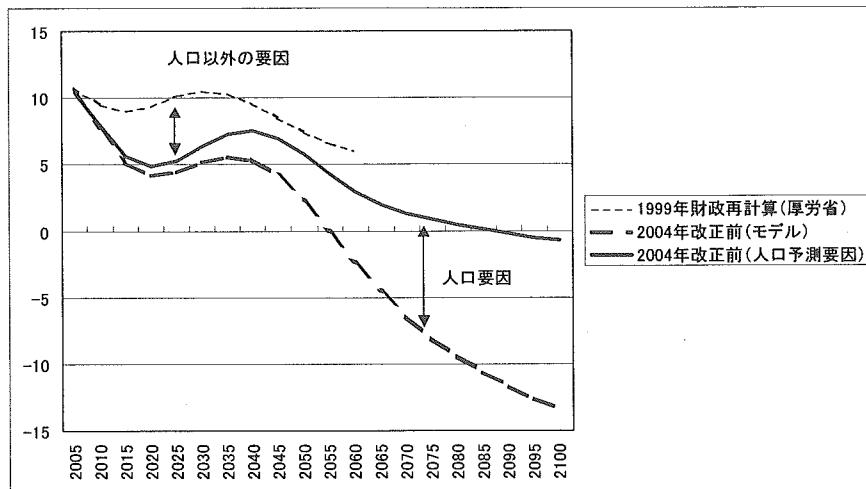
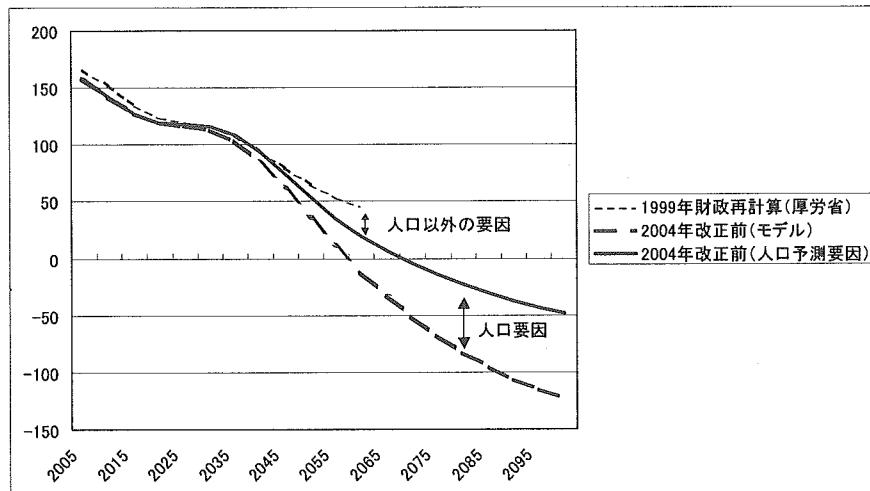
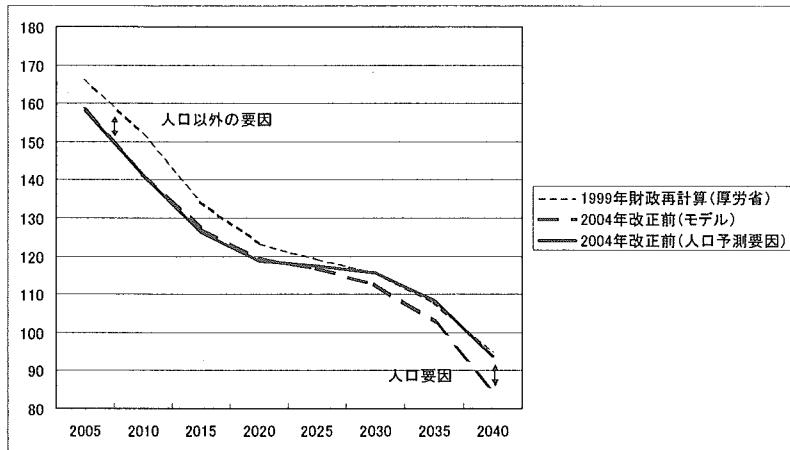


図 6 厚生年金積立残高予測の乖離の要因



<sup>3</sup> このほか、モデルの予測の誤差もここに含まれる。

図 6 補足図 図 6 の 2040 年までを拡大したもの



さて、図 5、6（6 補足図）をみると、国民年金、厚生年金とも足元から 2040 年ぐらいまでの予測の乖離は、ほとんどが「人口予測以外の要因」で説明できることがわかる。

大きく騒がれている少子化の予想以上の進行の影響が年金財政に反映されるのは、これから生まれる世代が生人に達してからであるから直近の財政には影響しない。しかしながら、それ以降については、人口予測要因と人口予測以外の要因による乖離幅が相半ばしている。これは、常識的にも理解しやすい結果である。人口予測の変更が大きく影響するのは、これから 20 年程度先のことであり、それまでは人口予測以外の要因が大きく作用するからである。したがって、人口予測の乖離だけで今回改正が余儀なくされたという見方は正しくなく、人口以外の変数の予測ミスからみても改正の必要性が十分生じていたと言うべきだろう。

もちろん、人口あるいは人口以外の要因の予期せざる変化を反映して、定期的に年金改革を行うことが間違っているわけではない。むしろ、予期せざる変化があるからこそ年金改革を行うのだという主張もある。しかし、リスク管理という点では、予期せざる変化への対応の仕方をルールとして定めておくほうが望ましい。そうでなければ、年金という制度への国民の安心や信頼感が低下してしまう恐れがある。

#### 4. 年金純債務と将来債務への影響

次に、年金純債務について、平成 16 年改正前後でどのように変化がおきたのかを見てみよう。前章で説明したように、ある時点で生存しているすべての世代について、その時点までに国が支払うことを約束している将来の年金給付額が「支払債務」であり、支払債務からさらに現在の積立金残高を差し引いた金額を「年金純債務」と呼ぶ。これは、仮に当初から積立制度であったとした場合の仮想的な積立金残高から現時点の現実の積立残高を引いた額に等しい。つまり、将来支払いをすることを約束しておきながら、その裏付けとなる積立金が存在しないという意味で、「債務」なのである。

こうした年金純債務の存在を指摘することについては、異論を唱える向きも少なくない。つまり、「年金純債務の存在を“積立金不足”として捉え、それを問題視するのは、公的年金を積立方式で運営されている仕組みと想定するからである。しかし、実際の公的年金は賦課方式で運営されているので、年金純債務はどうしても発生する。そして、その年金純債務は将来世代の負担によって調達されていくのだから、特に問題にする必要はない」という考え方がある。確かに、公的年金を賦課方式によって、あるいは給付財源が不十分なまま開始した場合、年金純債務は必ず発生するので、その存在自体を問題視することはできない。しかし、年金純債務が累積的に拡大していったり、あるいは将来世代に過度の負担を強いたりものであれば、制度の持続可能性や世代間公正の立場からその水準や変化の方向をチェックする必要はやはりある。単年度収支や積立金残高は年金財政の健全性の重要な指標であるが、それだけでは十分ではない。たとえばある時点で単年度収支が黒字で、積立金残高が増える傾向にあったとしても、純債務が増加していれば制度の長期的な維持可能性は疑わしい。受給者がまだ少なく、保険料支払い者が多い時には単年度収支が黒字で、積立金残高が増える。しかもしもこのとき保険料支払者に保険料に見合うよりも大きな支給を約束していたら年金制度は長期的に維持できなくなるであろう。このとき年金純債務は増加して、制度の危険性を示してくれる。

純債務の額は通常の会計では表面には出てこない。しかし純債務があればそれは社会的なコストを生じる。年金制度が積み立て方式であれば、支払った保険料に対して、元金に積立期間中の運用益をあわせた分が年金として受給できる。しかし賦課方式で積立金が積み立て方式より少ししか（または全く）なければ、その少ない分（つまり純債務の分）運用益が少なくなり、受給額も少なくなる。このように純債務があると、受給額が少なくなるという形でその費用が年金財政にかかっているのである。その意味でも純債務の大きさを見ることは意味がある。

したがって、ここでも年金純債務が、平成16年改正前と平成16年改正後でどのように変化したかをチェックしておこう。具体的に純債務の値を計算して比較したものが、表2と表3である。

表2 国民年金純債務残高の平成16年改正前後の比較

単位：兆円(2005年価格)

	支払債務	積立金残高	純債務
改正前	145.0	10.8	134.2
改正後	139.5	10.8	128.7
差引	5.4	0.0	5.4

注)2005年時点の現在割引価値で評価。

表3 厚生年金純債務残高の平成16年改正前後の比較

単位：兆円(2005年価格)

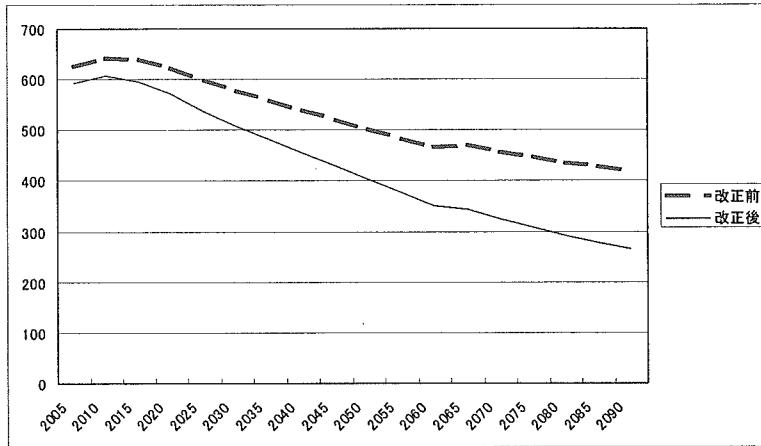
	支払債務	積立金残高	純債務
改正前	825.0	163.9	661.1
改正後	791.6	163.9	627.7
差引	33.4	0.0	33.4

注)2005年時点の現在割引価値で評価。

これをみると、国民年金の純債務は134.2兆円から128.7兆円、厚生年金の純債務は661.1兆円から627.7兆円と、それぞれ5.4兆円、33.4兆円とわずかながら平成16年改正によって債務が圧縮されていることがわかる。これは、マクロ経済スライドの導入によって既裁定者や既に相当の保険料を払い終えた中高年の将来年金受給額が減少したことの影響である。要するに、マクロ経済スライドは、政府がこれまでの制度で国民に約束していた年金の支払額を一部帳消しにするという効果を持っている。ただし、その効果の大きさをどのように評価するかは立場によって分かれるだろう。

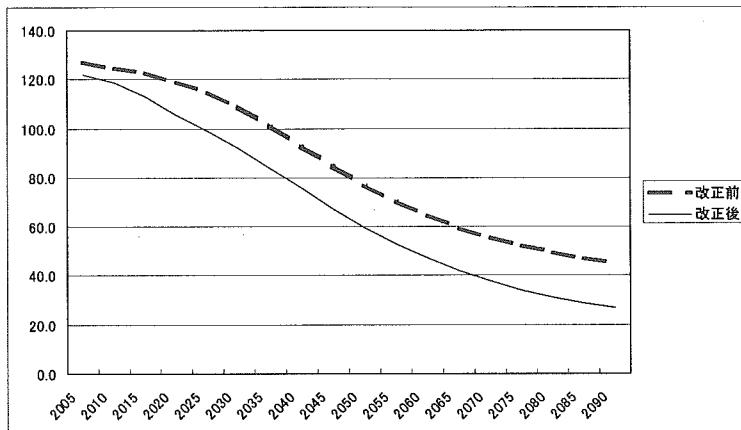
次に、純債務の将来予測値の経年的変化を見るために、改正前後の将来純債務の予測値を比較したものが図7、図8である。それぞれの値は、2005年価格で実質化されており、2005年の現在割引価値で評価されている。表2では厚生年金の純債務の圧縮幅は現時点ではわずかなものであったが、図7をみると、将来的に純債務は大きく圧縮されていることがわかる。また、この状況は厚生年金ほど顕著ではないが、国民年金も同様である。つまり、今回の改正は将来における純債務を大きく圧縮させたという解釈が可能である。それでは、年金純債務が将来減少するということは何を意味するのであろうか。これはとりもなおさず、現在の年金受給者の純受給額よりも、これから年金を受けとる将来世代の年金純受給額が大きく圧縮されたということである。つまり、現在の年金受給者の受給額よりも、これから年金を受けとる将来世代の年金受給額が大きく圧縮されるとともに、これらの保険料負担世代について、保険料に対する受給額が減少し、将来的には受給額のほうが少なくなるその差額がより大きくなることを意味している。

図 7 改正前後における厚生年金純債務の将来予測の比較



注) 2005 年価格の実質値で表示。2005 年の現在割引価値に直している。

図 8 改正前後における国民年金純債務の将来予測の比較

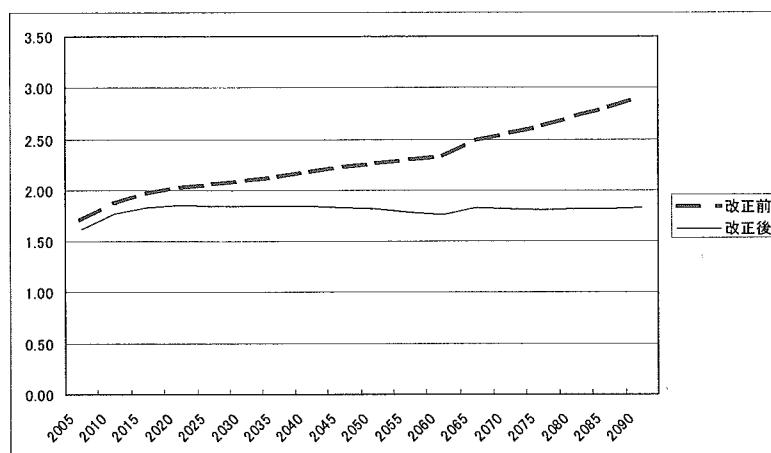


注) 2005 年価格の実質値で表示。2005 年の現在割引価値に直している。

さて、年金純債務は、年金制度の維持可能性を見るうえでも重要である。図 9、10 は、その維持可能性をみるために、国民所得に対する純債務の比率をとり、その将来変化を見たものである。国民所得は平成 16 年予算ベースの値をベースに、厚生労働省予測の賃金伸び率の想定値で伸ばしたものである。まず図 9 をみると、改正前には純債務の国民所得に対する比率は持続的に上昇しており、発散する可能性があったことがわかる。これに対して、改正後の比率は将来的にほぼ同じ水準で推移しており、平成 16 年改正は純債務の発散を防ぎ、純債務の額を管理可能な範囲内に抑えて、年金制度を長期的に維持可能にしたという意味もあったことがわかる。もちろん、その裏側では、これから年金を受け取る世代に年金純債務を償却させていることに注意が必要である。図 10 の国民年金については、そもそも改正前においても純債務/国民所得比率は発散傾向に無いが、改正によってさらにそ

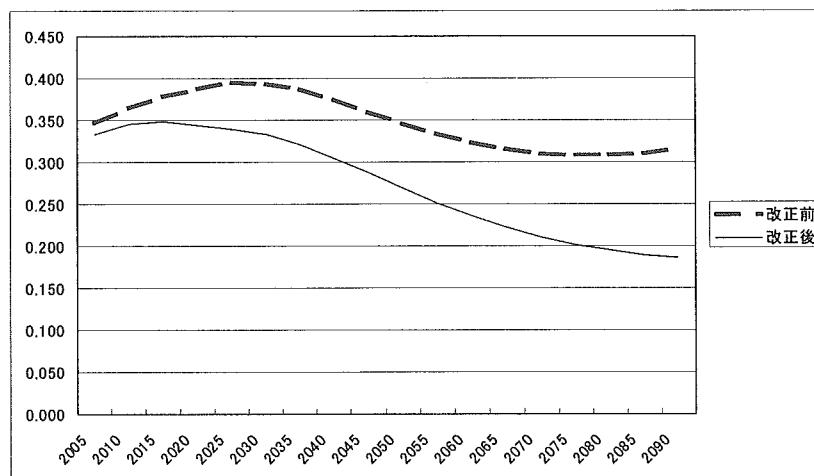
の比率が引き下げられている。

図 9 国民所得に対する厚生年金純債務の比率の推移



注) 純債務/国民所得比で用いられている国民所得は、国民所得を厚生労働省の想定値（賃金上昇率 2009 年以降実質年率 1.1%）で伸ばし、それを現在割引価値に直したもの。割引率は実質運用利回りの厚生労働省想定（「改革と展望-2003 年度改定」に準拠、2003-2008 年度 1.1%、2009 年度以降 2.2%）。

図 10 国民所得に対する国民年金純債務の比率の推移



注) 図 9 と同じ。

##### 5. 世代間受給格差への影響

最後に、平成 16 年改正が、世代間の受給格差に与えた影響について見てみよう。平成 16 年改正は年金純資産の発散を回避するという重要な効果を發揮しているが、その一方で、これから年金を受け取る世代がその純債務を償却しているとすれば、世代間の受給格差は